

広島県告示第七百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成三十年十月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林予定森林の所在場所

三次市三次町字寺戸一〇一〇七の三・一〇一三三の三（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、一〇一三三の二・一〇一三九の二・一〇一三九の三（以上三筆国有林）、一〇一〇七の二・一〇一三三の二・一〇一三三の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇〇七四の二、一〇〇七四の二、一〇〇九八、一〇〇九九、一〇一〇四の一、一〇一〇五、一〇一〇六、一〇一〇九の一、一〇一〇一〇、一〇一〇一〇の二、一〇一〇一三の二、一〇一〇二二、一〇一〇二二、一〇一〇二九、一〇一三〇、一〇一三三の二、一〇一三三の二、一〇一三三の四、一〇一四三

二 指定の目的

水源の涵養^{かん}

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字寺戸一〇一三〇・一〇一三三の一・一〇一三九の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
 - (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。）